

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業			
実施主体別		県 / その他（コンソーシアム）			
事業名	あおもり「農業DX」推進事業（県単・継続）				
アピールポイント	農業の労働力不足に対応するため、革新的なスマート農業技術・機械等の開発や本県に適した農業DX（デジタルトランスフォーメーション）の実証を進めるほか、指導者のデジタルリテラシー（デジタル技術を理解して適切に活用するスキル）の向上等を図る。				
事業の趣旨	本県に適した農業DXを実現していくため、生産者や研究機関、民間企業等からなるコンソーシアムを組織してデジタル技術の実証を進める。 また、デジタル人財の確保・育成や、データ駆動型の普及指導体制の構築に取り組む。		予算額(千円)	12,757	
			内訳	国	—
				県	12,757
				その他	—
事業の内容等	1 あおもり「農業DX」の実証 生産者、デジタル技術に精通した民間企業、試験研究機関、県等で構成するコンソーシアムに対し、農作業の効率化や農業利益の最大化に資する農業DXの取組の実証を委託 《想定される取組例》 施設園芸：トマトの収穫ロボットの開発に向けた現地実証 果 樹：AI選果機を活用したりんごのデータ駆動型農業の実証 露地野菜：カメラ機能付き選果機を活用したながいものデータ駆動型農業の実証 2 農業デジタル人財の確保・育成 ・普及・啓発セミナー、指導者向け人財育成セミナーの開催 ・世界の農業先進国の視察の実施 3 データ駆動型の普及指導体制の構築 ・各種デジタルツールを活用した事務作業の効率化とデータ駆動型の現地指導手法の実証		補助率	標準事業費	
			—	—	
実施期間	令和6～8年度	担 当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ（内線3232、直通017-734-9474） 農林水産政策課 農業改良普及グループ（内線4989、直通017-734-9473）		

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	スマート農業、体制整備等 スマート農機等
実施主体別	その他（サービス事業を実施している者又は本事業を活用してサービス事業を実施しようとする者） ※サービス事業：農業者の行う農作業を代行する取組、農業者が使用するスマート農業機械等を、販売以外の手段によって農業者に提供する取組等	

事業名		スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート対策事業(国庫・継続) (うち農業支援サービスの立ち上げ支援)		
アピールポイント		サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費を支援します。		
事業の趣旨	サービス事業に新たに取り組む事業者や、既にサービス事業に取り組んでおり、サービスを提供する農地面積を拡大する成果目標を立てた事業者に対し、その目標の達成に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。 なお、支援対象となる農業機械は、スマート農業機械に限定されない。	予算額(千円)		—
		内 訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	＜農業支援サービスの立ち上げ支援＞ サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。	補助率	標準事業費	
		1/2以内	1 事業実施主体当たり1,500万円、ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円	
【採択要件】 概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体であること				
実施期間	令和6年度～	担 当 (窓 口)	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線3232、直通017－734－9474)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】			
アピールポイント		稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。			
事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。		予算額(千円)		9,985
			内訳	国	9,985
				県	－
				その他	－
事業の内容等	1 収益性向上対策 （１）生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 （１）後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 （１）収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 （２）生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等		補助率	標準事業費	
			1/2以内	－	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等					
		稲 50ha（中山間地域等 10ha） 麦 30ha（中山間地域等 10ha） 大豆 20ha（ ” 10ha）		露地野菜 10ha（中山間地域等 5ha） 施設野菜 5ha（ ” 3ha）	
※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。					
実施期間	平成28～令和7年度	担 当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ （内線5074、直通017－734－9480）		

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 協議会	

事業名		グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R7当初）】		
アピールポイント		環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に係る取組を支援する。		
事業の趣旨	化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図る。	予算額(千円)		6,000
		内訳	国	6,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 グリーンな栽培体系への転換（R7当初、R6補正） （1）グリーンな栽培体系の検討（必須の取組） ア 検討会の開催 イ グリーンな栽培体系の検証 ウ グリーンな栽培マニュアルの作成 エ 産地戦略の策定 オ 情報発信 （2）グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 （3）消費者理解の醸成 2 県域への展開（R7当初、R6補正） グリーンな栽培体系を県域に展開するために行う検討会や検討会、先進地視察、展示場の設置等 《事業実施主体》 ①協議会、②都道府県、③市町村、④農業協同組合 いずれも事業実施地区の農業者の参加が必須。 また、①の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の構成員とし、③の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の参加者とする。こと。 県（普及）を構成員または参加者にしない場合は、必要に応じて助言を受けること。 《事業実施期間》 最大2年間	補助率	標準事業費	
		定額	上限額 300万円 ※有機農業の検討、2つ以上の環境負荷低減に取り組む場合は360万円 ※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限額を100万円引上げ	
		1 / 2	1,000万円 ※検証に必要なスマート農業機械等の導入	
----- 【採択要件】 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術をそれぞれ1つ以上取り組むこと。				
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5086、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名		みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】			
アピールポイント		環境負荷低減に取り組む農林漁業者の５年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)		－	
		内訳	国	－	
			県	－	
			その他	－	
事業の内容等	1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容 （１）土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 （２）温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動 （３）別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動 【具体的な取組例】 ①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減 ②環境負荷低減型飼料の給与 ③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制 ④バイオ炭の農地施用 ⑤生分解性マルチの利用 ⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入 2 認定のメリット （１）設備投資の際の所得税・法人税の優遇 （２）国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇 （３）日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用 《申請主体》 個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）	補助率	標準事業費		
		－	－		
----- 【採択要件】 1 土壌診断結果を添付すること。					
実施期間	令和５年度～	担 当	農産園芸課 環境農業グループ （内線5085、直通017－734－9353）		